

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市模島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第143号 令和2年11月宇治市議会臨時会の招集
.....（政策総務課）…2
- 告示第149号 市道路線の区域の変更.....（建設総務課）…2
- 告示第150号 市道路線の供用の開始.....（建設総務課）…2
- 告示第151号 指定代理納付者の指定.....（経営戦略課）…2
- 告示第152号 宇治都市計画生産緑地地区の変更の縦覧
.....（公園緑地課）…2

公 告

- 公告第73号 都市公園の区域の変更.....（公園緑地課）…3

教 育 委 員 会

- 告示第17号 教育委員会の招集 3

監 査 委 員

- 公表第13号 定期監査の結果に基づく措置の通知 3

農 業 委 員 会

- 公告第13号 農業委員会定例総会の招集 3

公 営 企 業

- 公告第31号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定 3

告 示

宇治市告示第143号

令和2年11月宇治市議会臨時会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和2年11月宇治市議会臨時会を次のとおり招集します。

令和2年11月19日

宇治市長 山本 正

- 期 日 令和2年11月26日
- 場 所 宇治市議場
- 付議事件 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

（揭示済）

宇治市告示第149号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年12月4日から14日間

令和2年12月4日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備 考
木幡5 2号線	木幡檜尾47番地の1 木幡南山31番地	前	4.8 ～7.6	94.1	
	木幡檜尾47番地の1 木幡南山31番地	後	6.7 ～9.9	94.1	
槇島町 56号 線	槇島町南落合17番地の23 槇島町南落合20番地の4	前	5.6 ～6.2	46.7	
	槇島町南落合17番地の23 槇島町南落合20番地の4	後	6.0 ～6.8	46.7	
槇島町 57号 線	槇島町南落合17番地の2 槇島町南落合17番地の29	前	6.0 ～6.1	53.0	起点地番 「槇島町 南落合1 7番地の 2」を「 槇島町南 落合17 番地の1 5」に改 正。
	槇島町南落合17番地の15 槇島町南落合17番地の29	後	6.5	52.5	

宇治市告示第150号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年12月4日から14日間

令和2年12月4日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
木幡52 号線	木幡檜尾47番地の1 木幡南山31番地	令和2年12月4日
槇島町5 6号線	槇島町南落合17番地の23 槇島町南落合20番地の4	令和2年12月4日
槇島町5 7号線	槇島町南落合17番地の15 槇島町南落合17番地の29	令和2年12月4日

宇治市告示第151号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第47条の2の規定により告示します。

令和2年12月4日

宇治市長 山本 正

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
P a y P a y株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金
- 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和2年11月1日から令和3年3月31日まで

宇治市告示第152号

宇治都市計画生産緑地地区の変更の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和2年12月4日

宇治市長 山本 正

- 都市計画の種類
生産緑地地区
- 都市計画を定める土地の区域
追加する部分 大久保町平盛、伊勢田町毛語並びに槇島町清水及び吹前
変更する部分 木幡畑山田及び槇島町三十五
削除する部分 菟道藪里、大久保町旦棕、伊勢田町遊田及び槇島町落合
- 縦覧場所
宇治市都市整備部公園緑地課

公 告

宇治市公告第73号

都市公園の区域の変更について

次の公園について、都市公園の区域を変更したので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告します。

なお、その関係図面は、宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和2年12月4日

宇治市長 山本 正

名 称	供用を開始する部分の位置及び区域	供用開始の期日
南陵第1 児童遊園	宇治市南陵町四丁目1番114	令和2年12月4日

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和2年11月24日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日
令和2年9月25日（宇治市監査委員公表第11号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 教育委員会 善法青少年センター

監査期間 令和2年5月11日～令和2年6月30日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	委託契約（変更委託を含む。）について、支出負担行為の遅れが見受けられた。	支出負担行為を適切な時期に行うよう、担当職員に指導を図るとともに、再発防止に向けて委託料のみならず全ての支出事務を行う際の注意点について周知徹底を行いました。今後は、根拠法令等に基づき事務執行に努めます。

（揭示済）

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第13号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第6回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和2年12月4日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

- 開会日時 令和2年12月7日 13時30分
- 開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
- 付議事項
- 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
 - 2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第17号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和2年11月24日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和2年11月25日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所501会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 会期について
 - 3 報告
 - 4 令和2年度宇治市教育委員会の所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を作成するについて

（揭示済）

よる農用地利用集積計画の決定について

- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について
- 4 専決事項の報告
- 5 その他

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第31号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和2年11月17日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和2年12月4日

宇治市長 山本 正

指定番号 第487号 株式会社水協